

## 地域再生計画

### 1. 地域再生計画の名称

翡翠<sup>ひすい</sup>の水再生計画

### 2. 地域再生計画の作成主体の名称

糸魚川市

### 3. 地域再生計画の区域

糸魚川市の全域

### 4. 地域再生計画の目標

糸魚川市は新潟県最西端に位置し、糸魚川市、能生町、青海町の1市2町が平成17年3月19日に合併した、人口51,543人、面積746.24k㎡の誕生したばかりの市である。

当市は北アルプスの北端が日本海に急激に落ち込み、海岸線の僅かな平地が市街地を形成し、能生川、早川、海川、姫川、青海川等の河川が渓谷を形成して、その川沿いに集落が点在している。区域の大部分は山岳地帯で、海岸、山岳、渓谷と個性豊かな自然を有し、地域内には多くの温泉が点在している。観光資源も豊富で、翡翠の産出地として知られるヒスイ峡、海岸の奇形をなす親不知など豊かな自然環境を活かしながら旧1市2町の魅力と活力を結集して翡翠をシンボルとした「翠の交流都市」を目指している。

一方、近年、生活様式の多様化や社会環境の急速な変化により、自然や環境破壊が進む中において、河川の水質保全や水洗トイレ等生活環境の改善を目的とした下水道整備が多くの市民から強く望まれている。

このため、糸魚川市では、合併前の旧市町時代から下水道整備を進めてきており、公共下水道、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、浄化槽（市設置型・個人設置型）事業に取り組んでいる。

しかし、平成16年度末の汚水処理人口普及率は、旧能生町で97.3%、旧青海町で99.5%と整備が完了しているものの、旧糸魚川市は77.7%と大きく遅れており、早急な整備の促進が必要となっている。

また、中山間地で農業を営む農村地域においては、農業従事者の高齢化が進み、農家戸数が激減していることから、生活環境の向上により減少に歯止めをかけることも重要課題となっている。

このようなことから、公共下水道の整備や浄化槽の設置により、河川の水質保全を図り、水辺の再生や清流の復活を目指すとともに、農村地域の環境改善による農業の活性化等を図り、翡翠の水再生を目指す。

(目標) 汚水処理人口普及率の向上(旧糸魚川市の普及率を今後5箇年で77.7%から90%に、市全体で85.8%から93%に向上する)

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

合併前の旧市町下水道整備の進捗状況には格差があり、新市として1日も早くこの解消に努めることにより、糸魚川市としての一体性を高め、市民の融和と地域の均衡ある整備を進めていく必要がある。このため、公共下水道整備の遅れている地域の整備促進を図るとともに、公共下水道等の集合処理施設整備が見込めない中山間地域においては、浄化槽の設置を推進する。

公共下水道の整備については、旧糸魚川市の市街地沿線地域や周辺部農村地域のさらなる促進を図り、18年度から21年度までには、計画区域のほぼ全域の整備完了を目指す。

また、浄化槽の設置については、中山間地域に年間150基の設置を予定して、上流地域の水質保全や生活環境の改善により、過疎、高齢化に悩む地域の若者の定住化・後継者育成をはかり、人口の減少に歯止めをかける。

### 5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続を完了している。

- ・公共下水道・・・昭和59年1月に事業認可

#### [事業主体]

- ・いずれも糸魚川市

#### [施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽(市設置型)

#### [事業区域]

- ・公共下水道 糸魚川市 (糸魚川地区)
- ・浄化槽(市設置型) 糸魚川市 (集合処理区域を除く市内全域)

[ 事業期間 ]

公共下水道 平成 18 年度～平成 21 年度  
浄化槽（市設置型） 平成 17 年度～平成 21 年度

[ 事業費 ]

公共下水道	補助対象事業費	1,088,000 千円
	（うち、交付金	544,000 千円）
	単独事業費	1,648,000 千円
浄化槽（市設置型）	補助対象事業費	753,882 千円
	（うち、交付金	251,294 千円）
	単独事業費	68,300 千円
合計	補助対象事業費	1,841,882 千円
	（うち、交付金	795,294 千円）
	単独事業費	1,716,300 千円

[ 整備量 ]

・公共下水道 200～300 mm 17,100 m  
・浄化槽（市設置型） 5～10 人槽 683 基  
（平成 17 年度 5 人槽 4 基、7 人槽 77 基、10 人槽 2 基）  
（平成 18 年度 5 人槽 35 基、7 人槽 113 基、10 人槽 2 基）  
（平成 19 年度 5 人槽 35 基、7 人槽 113 基、10 人槽 2 基）  
（平成 20 年度 5 人槽 35 基、7 人槽 113 基、10 人槽 2 基）  
（平成 21 年度 5 人槽 35 基、7 人槽 113 基、10 人槽 2 基）

各施設による新規の処理人口

公共下水道 1,800 人  
浄化槽（市設置型） 1,925 人

5 - 3 その他の事業

該当なし

6 . 計画期間

平成 17 年度～ 21 年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

下水道普及率等の計画目標が確実に達成できるか、年度毎に数値を調査・把握して、市民に公表する。

整備した汚水処理施設は、適切な維持管理と効率的かつ経済的な運営に努め、地域住民の理解や協力を得るため、十分な説明ときめ細かな対応に心掛け、環境改善や水質保全による住民サービスの向上を図る。

- 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項  
該当なし